

(様式2)

計画作成年度	平成26年度
計画主体	河津町

## 河津町鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 河津町役場産業振興課  
所在地 河津町田中212-1  
電話番号 0558-34-1946  
FAX番号 0558-34-1404  
メールアドレス sangyou@town.kawazu.shizuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、サル、クリハラリス (タイワンリス)
計画期間	平成26年度～平成28年度
対象地域	河津町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成24年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	果樹 (柑橘類)	101a 365千円
	野菜	96a 815千円
ニホンジカ	果樹 (柑橘類)	156a 715千円
	野菜	83a 915千円
サル	果樹 (柑橘類)	198a 1830千円
	野菜	153a 820千円
クリハラリス (タイワンリス)	果樹 (柑橘類)	13a 100千円

(2) 被害の傾向

①イノシシ

イノシシによる被害は、年間を通して発生している。被害作物は柑橘類、野菜など。林産物としては、タケノコの被害が見られる。また、数値上は明らかになっていないが、イモ類や石垣・水路の破壊・畑の掘り起し等の被害も発生している。また、人家付近への出没が増加しており、飼い犬が襲われるなど被害範囲は年々町内各地に拡大している。

②ニホンジカ

ニホンジカによる被害は、年間を通して発生している。被害作物は、柑橘類、野菜など。林産物としてはわさびの被害が見られる。被害作物の種類も増えており、数値上は明らかになっていないが、ヒノキ等の剥皮の被害も発生している。また被害範囲も年々町内各地に拡大している。

③サル

サルによる被害は、年間を通して発生している。被害作物は柑橘類、野菜全般。また、食害以外にも畑を荒らす等の被害も大きく、被害は町内各地で起こっている。

④クリハラリス (タイワンリス)

クリハラリス (タイワンリス) による被害は、主に柑橘類に多く発生して

いる。被害範囲はいまだ河津町内の一部であるが、年々被害範囲は拡大しており、今後も拡大していく可能性が高い。

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成24年度）	目標値（平成28年度）
イノシシ	197a 1,180千円	137a 826千円
ニホンジカ	239a 1,630千円	167a 1,141千円
サル	351a 2,650千円	245a 1,855千円
クリハラリス (タイワンリス)	13a 100千円	9a 70千円

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>賀茂猟友会河津分会への委託を中心に捕獲を行ってきた。また、サルに関しては、河津町有害鳥獣対策協議会にて、1頭につき22,000円の報奨金を出すことによって捕獲を奨励してきた。</p> <p>平成25年度より、イノシシ・ニホンジカにおいても5,000円の報奨金を支出している。東伊豆町と共同で立ち上げている東河有害鳥獣対策協議会では、くくりわなを購入している。</p> <p>くくりわなは有害鳥獣駆除を行っている狩猟者に貸し出ししている。</p> <p>また、バリアトーンという超音波発生装置を農家等に貸し出し、鳥獣の追い払いの試験を行っている。</p> <p>平成23年度には伊豆地域鳥獣害対策連絡会での事業として、捕獲機材の導入や講習会などを行った。</p>	<p>高齢化により狩猟者が減少しているため、若い狩猟者の育成が必要である。</p> <p>イノシシ・ニホンジカについて箱わなよりもくくりわなの方が効果的である。そのため、くくりわなの保有数を増やすことが必要である。</p> <p>サルについては、箱わなで捕獲しているが、慣れてきている傾向が見られ効率が低下しているため箱わな以外の対策についても模索していく。</p> <p>バリアトーンについても効果が明確でないため、新しい対策が必要である。</p>

	また、平成23年度・平成24年度に伊豆太陽農協の緊急雇用創出事業として鳥獣捕獲を行った。	
防護柵の設置等に関する取組	河津町鳥獣被害対策事業補助金交付要綱を制定し、侵入防止柵の設置費用に対する助成を行ってきた。(一般農業者10万円以内、認定農業者20万円以内補助で補助率は1/2) 平成22年度から平成24年度までの過去3年間の支払実績は114件、4,034,000円である。	個別の柵が多く、集団的な取組みを推進していく必要がある。

#### (5) 今後の取組方針

<p>河津町における平成24年度の被害状況は、8.00ha、5,560千円となっている。被害現状としては、イノシシによるタケノコ、柑橘類、野菜・イモ類などへの食害や石垣・水路の破壊、畑の掘り起し、ニホンジカによるわさび、柑橘類、ヒノキ等の剥皮、野菜の食害、サルによる柑橘類・野菜全般の食害が挙げられる。</p> <p>河津町では、被害防止計画を作成するにあたり、被害軽減目標を30%減の5.58ha、3,892千円とする。</p> <p>これまで河津町では、賀茂猟友会河津分会への有害鳥獣駆除委託、河津町有害鳥獣対策協議会の取組みの一つである年間を通じたサルを対象とした有害捕獲の実施と報奨金、鳥獣害対策事業補助金等の捕獲駆除と被害防止の両方の対策を行ってきた。</p> <p>平成25年度からは新たに国の鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業を行っている。</p> <p>また、被害防除としては、河津町鳥獣害対策事業補助金交付要綱を制定し、侵入防止柵の設置費用に対する助成を行ってきた。</p> <p>生息環境管理としては、耕作放棄地対策として農地保有者に農地管理の旨を通知する等してきた。しかし、高齢化や後継者不足等により現状として耕作放棄地の解消は難しい状況にある。</p> <p>また、高齢化による猟友会の人員の減少や、高齢化による活動範囲の縮小が見られ始め、今後の捕獲頭数の維持が難しくなる可能性が高い。</p> <p>そのため、今後の生息環境の改善や捕獲頭数の維持・増大を目指し、下記の取組みを行っていく。</p>
---

## 記

- ① 狩猟免許の取得奨励 {イノシシ・ニホンジカ・サル・クリハラリス（タイワンリス）}  
高齢化による鳥獣捕獲人員の減少を止め、今後の鳥獣捕獲人員の増加を図る。
- ② 箱わな・くくりわなの購入・普及促進(イノシシ・ニホンジカ・サル)  
町で箱わな・くくりわなを購入し数を揃えていくことにより、町内の被害地域に設置しやすくし、町民に対しても猟友会に対策方法を指導してもらう等安全な捕獲ができる体制を作る。
- ③ 有害鳥獣の住みにくい環境づくりの推進  
{イノシシ・ニホンジカ・サル・クリハラリス（タイワンリス）}  
個々ができる防止対策の一環として、野菜くずや未収穫作物の農地への放置や、未収穫の果樹を植えたままにしないように情報を発信していく。
- ④ 町内の各種団体へのアンケート、意見聞き取り  
{イノシシ・ニホンジカ・サル・クリハラリス（タイワンリス）}  
定期的に町内の鳥獣に関係する団体（農業者・猟友会等）に意見を聞くことにより、被害の現状を把握し、また猟友会との意見交換も行っていくことで被害防止にも努める。
- ⑤ 河津町鳥獣害対策事業補助金制度の継続  
{イノシシ・ニホンジカ・サル・クリハラリス（タイワンリス）}  
今後も河津町鳥獣害対策補助金制度を継続的に実施していく。
- ⑥ 有害鳥獣の生息環境の改善  
{イノシシ・ニホンジカ・サル・クリハラリス（タイワンリス）}  
有害鳥獣の住処になりやすい耕作放棄地については、各地区で適切な管理をする体制整備を指導する。  
また、個々ができる防止対策の一環として、野菜くずや未収穫作物の農地への放置や、未収穫の果樹を植えたままにしないように情報を発信していく。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会との連携をスムーズに行うことによって、効率的な捕獲を目指す。

被害対策実施隊：設置を検討している

猟友会への委託：全種 従事者 63 人

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26年度	イノシシ ニホンジカ サル クリハラリス (タイワンリス)	① イノシシ・ニホンジカ・サル イノシシ・ニホンジカ・サルについては箱わな・くくりわなを購入し、捕獲申請者に貸し出しを行う。また、狩猟免許試験及び事前講習会の広報活動を推進する。 ② クリハラリス (タイワンリス) わな猟免許試験及び事前講習会の広報活動を推進するとともに、事前講習に当たっては、外来生物法に係る手続き等についての情報提供も行う。
27年度	イノシシ ニホンジカ サル クリハラリス (タイワンリス)	① イノシシ・ニホンジカ・サル イノシシ・ニホンジカ・サルについては箱わな・くくりわなを購入し、捕獲申請者に貸し出しを行う。また、狩猟免許試験及び事前講習会の広報活動を推進する。 ② クリハラリス (タイワンリス) わな猟免許試験及び事前講習会の広報活動を推進するとともに、事前講習に当たっては、外来生物法に係る手続き等についての情報提供も行う。
28年度	イノシシ ニホンジカ サル クリハラリス (タイワンリス)	① イノシシ・ニホンジカ・サル イノシシ・ニホンジカ・サルについては箱わな・くくりわなを購入し、捕獲申請者に貸し出しを行う。また、狩猟免許試験及び事前講習会の広報活動を推進する。 ② クリハラリス (タイワンリス) わな猟免許試験及び事前講習会の広報活動を推進するとともに、事前講習に当たっては、外来生物法に係る手続き等についての情報提供も行う。

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

静岡県第11次鳥獣保護事業計画・緊急捕獲対策事業をふまえ、適正な計画を実施していく。

#### ① イノシシ

過去3年間捕獲実績は平成23年度27頭、24年度46頭、25年度200頭であり、25年度より捕獲数が増加している。年々被害が増加していること、26年度12月までの頭数が203であることを踏まえ、捕獲計画数を250頭とする。

#### ② ニホンジカ

河津町における捕獲実績は24年度までは100頭前後で推移しているが、25年度より捕獲数が430頭と増加していること、26年度12月時点での捕獲頭数が542であることを踏まえ、捕獲計画数を650頭とする。

#### ③ サル

河津町における過去3年間の捕獲実績は平成22年度48頭、23年度42頭、24年度71頭であるが、年々被害が増加していることから、捕獲計画数を100頭とする。

#### ④ クリハラリス（タイワンリス）

河津町における過去3年間の捕獲実績は平成22年度22頭、23年度15頭、24年度21頭であるが、今後被害が拡大することを踏まえ、捕獲計画数を50頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	26年度	27年度	28年度
イノシシ	250	250	250
ニホンジカ	650	650	650
サル	100	100	100
クリハラリス (タイワンリス)	50	50	50

#### 捕獲等の取組内容

銃及びくくりわな・箱わなを用いて4月1日から10月31日、翌年の3月1日から3月31日にイノシシ・ニホンジカ対象として有害捕獲を行う。また、猟期においても被害の発生に応じ、有害捕獲を実施する。※特定猟具（銃）使用禁止区域に関しては、11月1日から2月28日の間も有害捕獲を行う。

サルについては、銃及びくくりわな・箱わなを用いて年間

を通じて有害捕獲を行う。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
町内	権限委譲済

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	26年度	27年度	28年度
イノシシ ニホンジカ サル クリハラリス (タイワンリス)	電気柵 6000m ワイヤーメッシュ 4000m 侵入防止策設置 事業は、町単独事 業の活用を予定し ている。	電気柵 6000m ワイヤーメッシュ 4000m 侵入防止策設置 事業は、町単独事 業の活用を予定し ている。	電気柵 6000m ワイヤーメッシュ 4000m 侵入防止策設置 事業は、町単独事 業の活用を予定し ている。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26年度	イノシシ ニホンジカ サル クリハラリス (タイワンリス)	<p>① イノシシ            猟友会や農業者等の関係団体に聞き取り等を行            い被害の実態を把握し、被害の情報を猟友会等に報            告し、意見交換をしていく。            また、広報や回覧等により、地域住民に個々で出            来る防止対策の情報を発信していくことで、地域住            民主体の鳥獣被害対策防止体制を整備していく。そ            れと共に、狩猟免許取得の奨励や効果的な防止対策            を学ぶ機会を提供していく。            その他に個々ができる防止対策の一環として、野            菜くずや未収穫作物の農地への放置をしないよう            に情報を発信していく。遊休農地や里山の管理につ            いては集落的な取組みを行っていくよう啓発する。</p> <p>② ニホンジカ            猟友会や農業者等の関係団体に聞き取り等を行            い被害の実態を把握し、被害の情報を猟友会等に報            告し、意見交換をしていく。</p>



		<p>また、広報や回覧等により、地域住民に個々で出来る防止対策の情報を発信していくことで、地域住民主体の鳥獣被害対策防止体制を整備していく。それと共に、狩猟免許取得の奨励や効果的な防止対策を学ぶ機会を提供していく。</p> <p>その他に個々が出来る防止対策の一環として、野菜くずや未収穫作物の農地への放置や、未収穫の果樹を植えたままにしないように情報を発信していく。</p> <p>③ サル</p> <p>猟友会や農業者等の関係団体に聞き取り等を行い被害の実態を把握し、被害の情報を猟友会等に報告し、意見交換をしていく。</p> <p>また、広報や回覧等により、地域住民に個々で出来る防止対策の情報を発信していくことで、地域住民主体の鳥獣被害対策防止体制を整備していく。それと共に、狩猟免許取得の奨励や効果的な防止対策を学ぶ機会を提供していく。</p> <p>その他に個々が出来る防止対策の一環として、野菜くずや未収穫作物の農地への放置や、未収穫の果樹を植えたままにしないように情報を発信していく。</p> <p>④ クリハラリス（タイワンリス）</p> <p>猟友会や農業者等の関係団体に聞き取り等を行い被害の実態を把握し、被害の情報を猟友会等に報告し、意見交換をしていく。</p> <p>また、広報や回覧等により、地域住民に個々で出来る防止対策の情報を発信していくことで、地域住民主体の鳥獣被害対策防止体制を整備していく。それと共に、狩猟免許取得の奨励や効果的な防止対策を学ぶ機会を提供していく。</p> <p>その他に個々が出来る防止対策の一環として、野菜くずや未収穫作物の農地への放置や、未収穫の果樹を植えたままにしないように情報を発信していく。</p>
27年度	イノシシ ニホンジカ サル クリハラリス (タイワンリス)	<p>① イノシシ</p> <p>猟友会や農業者等の関係団体に聞き取り等を行い被害の実態を把握し、被害の情報を猟友会等に報告し、意見交換をしていく。</p> <p>また、広報や回覧等により、地域住民に個々で出</p>

	<p>来る防止対策の情報を発信していくことで、地域住民主体の鳥獣被害対策防止体制を整備していく。それと共に、狩猟免許取得の奨励や効果的な防止対策を学ぶ機会を提供していく。</p> <p>その他に個々が出来る防止対策の一環として、野菜くずや未収穫作物の農地への放置をしないように情報を発信していく。遊休農地や里山の管理については集落的な取組みを行っていくよう啓発する。</p> <p>② ニホンジカ</p> <p>猟友会や農業者等の関係団体に聞き取り等を行い被害の実態を把握し、被害の情報を猟友会等に報告し、意見交換をしていく。</p> <p>また、広報や回覧等により、地域住民に個々で出来る防止対策の情報を発信していくことで、地域住民主体の鳥獣被害対策防止体制を整備していく。それと共に、狩猟免許取得の奨励や効果的な防止対策を学ぶ機会を提供していく。</p> <p>その他に個々が出来る防止対策の一環として、野菜くずや未収穫作物の農地への放置や、未収穫の果樹を植えたままにしないように情報を発信していく。</p> <p>③ サル</p> <p>猟友会や農業者等の関係団体に聞き取り等を行い被害の実態を把握し、被害の情報を猟友会等に報告し、意見交換をしていく。</p> <p>また、広報や回覧等により、地域住民に個々で出来る防止対策の情報を発信していくことで、地域住民主体の鳥獣被害対策防止体制を整備していく。それと共に、狩猟免許取得の奨励や効果的な防止対策を学ぶ機会を提供していく。</p> <p>その他に個々が出来る防止対策の一環として、野菜くずや未収穫作物の農地への放置や、未収穫の果樹を植えたままにしないように情報を発信していく。</p> <p>④ クリハラリス（タイワンリス）</p> <p>猟友会や農業者等の関係団体に聞き取り等を行い被害の実態を把握し、被害の情報を猟友会等に報告し、意見交換をしていく。</p> <p>また、広報や回覧等により、地域住民に個々で出来る防止対策の情報を発信していくことで、地域住</p>
--	--

		<p>民主体の鳥獣被害対策防止体制を整備していく。それと共に、狩猟免許取得の奨励や効果的な防止対策を学ぶ機会を提供していく。</p> <p>その他に個々が出来る防止対策の一環として、野菜くずや未収穫作物の農地への放置や、未収穫の果樹を植えたままにしないように情報を発信していく。</p>
28年度	<p>イノシシ ニホンジカ サル クリハラリス (タイワンリス)</p>	<p>① イノシシ      猟友会や農業者等の関係団体に聞き取り等を行い被害の実態を把握し、被害の情報を猟友会等に報告し、意見交換をしていく。      また、広報や回覧等により、地域住民に個々で出来る防止対策の情報を発信していくことで、地域住民主体の鳥獣被害対策防止体制を整備していく。それと共に、狩猟免許取得の奨励や効果的な防止対策を学ぶ機会を提供していく。      その他に個々が出来る防止対策の一環として、野菜くずや未収穫作物の農地への放置をしないように情報を発信していく。遊休農地や里山の管理については集落的な取組みを行っていくよう啓発する。</p> <p>② ニホンジカ      猟友会や農業者等の関係団体に聞き取り等を行い被害の実態を把握し、被害の情報を猟友会等に報告し、意見交換をしていく。      また、広報や回覧等により、地域住民に個々で出来る防止対策の情報を発信していくことで、地域住民主体の鳥獣被害対策防止体制を整備していく。それと共に、狩猟免許取得の奨励や効果的な防止対策を学ぶ機会を提供していく。      その他に個々が出来る防止対策の一環として、野菜くずや未収穫作物の農地への放置や、未収穫の果樹を植えたままにしないように情報を発信していく。</p> <p>③ サル      猟友会や農業者等の関係団体に聞き取り等を行い被害の実態を把握し、被害の情報を猟友会等に報告し、意見交換をしていく。      また、広報や回覧等により、地域住民に個々で出来る防止対策の情報を発信していくことで、地域住</p>

	<p>民主体の鳥獣被害対策防止体制を整備していく。それと共に、狩猟免許取得の奨励や効果的な防止対策を学ぶ機会を提供していく。</p> <p>その他に個々が出来る防止対策の一環として、野菜くずや未収穫作物の農地への放置や、未収穫の果樹を植えたままにしないように情報を発信していく。</p> <p>④ クリハラリス（タイワンリス）</p> <p>猟友会や農業者等の関係団体に聞き取り等を行い被害の実態を把握し、被害の情報を猟友会等に報告し、意見交換をしていく。</p> <p>また、広報や回覧等により、地域住民に個々で出来る防止対策の情報を発信していくことで、地域住民主体の鳥獣被害対策防止体制を整備していく。それと共に、狩猟免許取得の奨励や効果的な防止対策を学ぶ機会を提供していく。</p> <p>その他に個々が出来る防止対策の一環として、野菜くずや未収穫作物の農地への放置や、未収穫の果樹を植えたままにしないように情報を発信していく。</p>
--	---

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
静岡県	情報提供と被害対策への協力
河津町役場	猟友会、下田警察署と連絡を取り合い、被害対策を行う。
賀茂猟友会河津分会	河津町役場の要請に対して、鳥獣駆除等を行う。
下田警察署	河津町役場、猟友会と連絡を取り合い、被害に対処する。

(2) 緊急時の連絡体制

住民→	河津町役場	→賀茂猟友会河津分会
		→下田警察署
		→静岡県

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	河津町有害鳥獣対策協議会	
構成機関の名称	役割	
河津町役場	協議会の運営・提言	
伊豆太陽農業協同組合	鳥獣被害防止に関する助言・指導	
賀茂猟友会河津分会	鳥獣被害防止対策への協力	
河津町鳥獣保護員	情報提供と被害対策への協力	
河津町農業経営振興会	情報提供と被害対策への協力	
河津町農業委員会	情報提供と被害対策への協力	
河津町営農会	情報提供と被害対策への協力	
河津町区長会	情報提供と被害対策への協力	
伊豆森林組合	情報提供と被害対策への協力	
静岡県賀茂農林事務所	情報提供と被害対策への協力	
伊豆森林管理署	情報提供と被害対策への協力	

協議会の名称	東河有害鳥獣対策協議会	
構成機関の名称	役割	
河津町役場	事務局、追上げ活動	
東伊豆町役場	事務局、追上げ活動	
静岡県賀茂農林事務所	鳥獣害対策の情報提供、指導、助言 追上げ活動	
伊豆太陽農業協同組合	追上げ活動、助言	
賀茂猟友会河津分会	有害鳥獣捕獲、追上げ活動、指導、助言	
賀茂猟友会東伊豆分会	有害鳥獣捕獲、追上げ活動、指導、助言	
河津町鳥獣保護員	追上げ活動、助言、情報提供	
東伊豆町鳥獣保護員	追上げ活動、助言、情報提供	
河津町区長会長	追上げ活動、助言、情報提供	
東伊豆町区長会長	追上げ活動、助言、情報提供	
伊豆森林組合	追上げ活動、助言、情報提供	

協議会の名称	伊豆地域鳥獣害対策連絡会	
構成機関の名称	役割	
伊豆太陽農業協同組合	連絡会の運営・情報提供	
市町（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆	情報提供と被害対策の実施	

町)	
賀茂地区農業委員会協議会	情報提供と被害対策への協力
伊豆森林組合	情報提供と被害対策への協力
賀茂猟友会	情報提供と被害対策への協力
鳥獣保護員	情報提供と被害対策への協力
賀茂農林事務所	情報提供・助言・指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
下田警察署	違法行為の取締り

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

将来的な設置を考えている。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各種団体や自治会等においても自主的な取組みを促し、集団での取組みを進めていく。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分を行うこととする。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

その他被害防止施策に関し必要な事項として、近隣市町の担当者とも意見交換を行いながら、効果的な方法の講習会等を共同開催する。